## 地球温暖化対策税に関する意見書

第180回通常国会において、平成24年度税制改正に「地球温暖化対策のための税」として、石油石炭税に税率を上乗せする「消費課税の改正法案」が盛り込まれたことは大きな前進と受け止めている。しかしながら、当該税の使途の中には、森林吸収源対策が盛り込まれていない。京都議定書で約束した「第1約束期間」における排出削減目標マイナス6%のうち、6割強を森林吸収で確保するとしているにも関わらず、昨年はこの項が排除されたため、三党協議において新税制案が取り下げとなった経緯がある。この度も森林吸収源対策がその使途の中に盛り込まれていないことはまことに残念の極みである。

さきに、ダーバンで開催されたCOP17において、日本政府は京都議定書の「第2約束期間不参加」を表明したことから、今後どのような形でCO2の排出削減に取り組んでいくのか不透明なところがあり憂慮するものである。そのため、我が国として独自に高い目標を定め、従前にも増してCO2排出削減に取り組んでいかなければ、先進国としての責任を放棄したことになり、結果的に国際社会の中での信頼の低下につながることが大いに危惧される。

こうした中、政府の森林整備関係予算を見ると、今後、我が国の温暖化対策の中心と頼む森林吸収源対策を着実に進めていく上で、極めて不十分と言わざるを得ない。

本県では、中四国初の地球温暖化対策推進条例を制定し、家庭、事業者を問わず、県民総ぐるみによるエネルギー起源のCO2の排出削減活動や間伐をはじめとする様々な森林吸収源対策などを積極的に推進している。このように地方公共団体も地球温暖化対策等に重要な役割を担っていることに鑑み、地方公共団体の財源を確保する仕組みも不可欠である。

よって、国においては、今般決定された「地球温暖化対策税」において、なんとしても、森林吸収源対策の財源を確保するとともに地方へも配分されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月21日

徳島県議会議長 樫 本 孝